

ETC2.0 (ETC を含む) 車載器の識別処理情報等の発行及びセットアップに関わる セットアップ店登録申込み要項

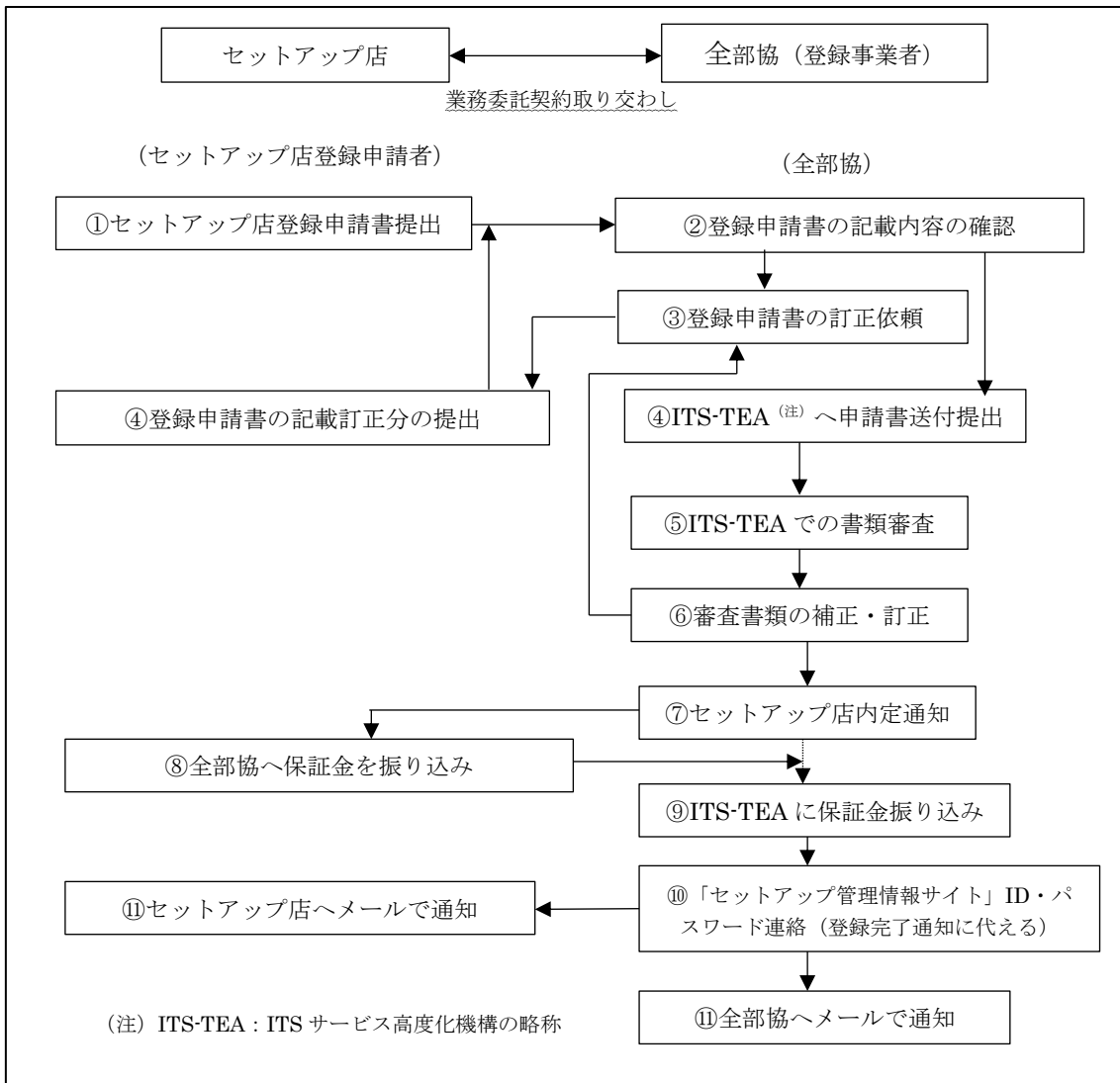
ETC2.0 セットアップ事業者
(登録番号 0666)

全日本自動車部品卸商協同組合 (全部協)

1. 目的

本要項は、全日本自動車部品卸商協同組合の組合員が、ETC2.0 (ETC 含む) のセットアップ店としての登録申込みを、登録事業者である全日本自動車部品卸商協同組合 (以下、全部協と記載) に対して行う際に必要な手続きについて示すものです。

2. セットアップ店登録申込み手続きフロー



3. セットアップ店登録申込みに必要な書類

以下の(1)～(5)の書類に必要な事項を記入のうえ、各1通を全部協事務局にメール及び郵送にて提出して下さい。

以下、「(一財)ITSサービス高度化機構」を「ITS-TEA」と記載いたします。

- (1) セットアップ店登録申請書 (ITS-TEA 様式2-1)
- (2) 会社概要書 (ITS-TEA 様式1-6)
- (3) オンライン業務開始申請書 (ITS-TEA 様式3-1)

(注1) オンライン方式で業務を行う店舗のみを募集対象といたします。

(注2) 上記(1)～(3)は、Word 様式になっていますので、全部協へ申込みをいただいた時にメールでお送りいたします。記載例もお送りしますので、それに従って記入作成し、全部協事務局にメールにてお送り下さい。

※全部協メールアドレス：jimukyoku@zenbukyo.or.jp

(注3) 申請書に添付する画像については、JPEG等の画像データを(申請書に貼り付けず)メールでお送りください。

- (4) 登記簿謄本(全部事項証明書)

(注4) 原本を郵送して下さい。

- (5) 会社案内(自社で作成したものがある場合。HPの写しでも可。)

4. 提出書類の確認・審査・補正

- (1) 全部協及びITS-TEAで提出書類を確認し、書類又は記載内容に不備がある場合は、その訂正をお願いいたします。
- (2) 書類の訂正をしたときは、速やかに全部協に再提出をお願いいたします。

5. 登録完了の通知

- (1) ITS-TEAは、書類審査の結果、全部協と申請店に、セットアップ店名簿に登録することが内定したことをメールで通知します。
- (2) 全部協は、セットアップ店内定者に対して、別途、捺印用の「業務委託契約書」2通及び保証金預託請求書を送付します。
- (3) セットアップ店内定者は、速やかに全部協と「業務委託契約」を締結するなどの必要な手続きを実施し、保証金を全部協口座に振り込むとともに、下記書類を全部協に送付して下さい。
 - 1) セットアップ店内定者捺印済「業務委託契約書」(収入印紙は貼付不要) 2通
 - 2) 保証金の振込金受領書の写し 1通

(4) 全部協は書類を受領した後、契約者に対し、次の1)、2)の書類を送付します。

なお、3)、4)、5)の書類は別途 ITS-TEA からセットアップ登録店に送付しますので、これらの書類一式が到着した時点で、登録におけるセットアップ業務を開始することができるものとします。

- 1) 全部協代表者の捺印済契約書 (1通)
- 2) 保証金預かり証 (1通)
- 3) セットアップ運用規程/業務関係資料 (登録店ごとに1冊)
- 4) セットアップ業務マニュアル (登録店ごとに1冊)
- 5) 登録店章 (ステッカー、ETC2.0 様式のもの)

注 ; なお、セットアップ店登録証は「セットアップ管理情報サイト」から PDF 形式でダウンロードできます。同サイトへのログイン ID およびパスワードは、保証金入金後 ITS-TEA から全部協および登録店にメールで通知されます。

6. 端末装置の配備

全部協と「業務委託契約」を締結した登録店は、識別情報処理の発行をオンラインで行うための専用の端末装置 (セットアップ端末) を、以下にしたがって配備していただきます。

(1) 登録店に自費にて用意していただくもの

- 1) パーソナルコンピュータ (PC/AT 互換機)

(パーソナルコンピュータ仕様は、ITS-TEA の指定仕様にしたがいます。その最新版は、ITS-TEA のセットアップ管理情報サイトに掲載していますので確認してください。 <https://www.cands.its-tea.or.jp/members/setup/introduction.html>)

- 2) ページプリンタ (A4 版以上)
- 3) Wi-Fi 機器

(2) ITS-TEA からの有償貸与品

- 1) セットアップ端末(タブレット)
- 2) IC カードリーダーライタ(非接触)
- 3) セットアップカード(非接触式に対応)

注 ; 登録店がすでに ETC セットアップ登録店 (オンライン方式) として営業中の場合は、ETC2.0 セットアップ用としてこれらの機器の追加貸与はありません。

7. 登録手続等費用、貸与機器使用料、保証金

(1) セットアップ登録店には、保証金以外に、以下の1) から4) に示す費用を負担していただきます。それぞれの費用内訳は、別表「セットアップ業務に関わる各種商品や手数料等」を参照下さい。

- 1) ETC 2. 0 四輪開業時セット
- 2) オンラインセットアップ初期設定料
- 3) 貸与品の使用料

(2) 保証金

セットアップ業務保証金として、全部協に1店舗につき以下の金額を預託していただきます。

◎セットアップ業務保証金：1店舗につき5万円

振り込み費用はセットアップ登録店にて負担していただきます。

なお、保証金はセットアップ業務を行わなくなったときには、保証金預かり証の返却を確認した後にお返しいたします。

(3) セットアップ登録店の要件

ITS-TEA は、登録事業者である全部協から提出されたセットアップ店登録申請書類を確認のうえ、原則として次の要件を満たすセットアップ店を、登録店としてセットアップ名簿に登録します。

- 1) セットアップ業務を自ら直接、営業して行うこと。
お客からのセットアップの申込みの受付のみを行い、実際のセットアップ業務は他に委託する業態や、セットアップカードを登録店以外の店舗等に配送してセットアップを行う業態等は、登録店としての要件を満たしません。
- 2) 車載器の販売又は取り付けを行う営業店であること。
個々のセットアップが販売又は取り付けを伴わない場合は、車載器が取り付けられる車両に関する確認が適正に実施できる店舗であること。
- 3) セットアップ業務の適正な実施が危ぶまれるような状況が特に認められないこと。
- 4) 登録事業者である全部協と適正な連携を保てる営業上の関係を有する組合員であること。
- 5) 経営内容が健全で、社会的信用を有する全部協組合員であること（つまり、日本国内に事務所を有する法人の営業店であること）。

- 6) ETC2.0 のセットアップを行う登録店は、オンライン方式のセットアップ実行店であること。

8. 登録申請書類の送付先等

(1) 書類の送付先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2 商工会館ビル 6階
全日本自動車部品卸商協同組合 事務局 セットアップ業務統括責任者宛て

(2) 問合せ先

全日本自動車部品卸商協同組合 セットアップ業務統括責任者 佐川、由井
電話番号03-3528-8580、FAX 番号03-3528-8775
メールアドレス：jimukyoku@zenbukyo.or.jp

(3) 保証金等の振込先

銀行名	支店名	種類	口座番号
みずほ銀行	稲荷町支店	普通	1877645

口座名は「全日本自動車部品卸商協同組合」です。

口座カナ名「ゼンニホン ジドウシャブヒン オロシショウ キョウクミ」

(参考) 識別情報発行料等の振込について

識別情報発行料等（別表「セットアップ業務に関わる各種商品や手数料等」に記載）の支払いは、全て口座振替にてお支払いいただきます。

<口座振替>

セットアップ登録店指定の預金口座から所定の引き落とし日に代金を引き落としします。

口座振替指定業者名 三菱 UFJ ファクター(株)

引き落とし日：請求月の26日（休日及び祝祭日の場合は翌営業日）

なお、請求書はZモール上に全部協事務局の5営業日までに開示します。

附 則

この改正要項は、令和7年4月1日から施行する。

尚、認証キーやQRコードリーダー等の貸与品を用いてセットアップを行う場合は従前の本要項を有効とする

以上